

指名除外措置の概要

- 1 指名除外措置業者名：株式会社 紫微設計
 業者の住所：京都市上京区西三本木通丸太町上る474番地の1
 (大阪事務所 大阪市北区中之島4丁目1-9 glaf labo 2F)
- 2 指名除外措置年月日：平成23年6月27日
- 3 指名除外措置の範囲：中国四国農政局が発注する工事等
- 4 事 実 概 要：大阪府警察本部刑事部捜査第四課長から、株式会社紫微設計について、発注工事等からの排除要請の通知があった。(別添参照)
- 5 指名除外措置理由：警察当局が確認した事実が、「中国四国農政局建設工事等契約事務取扱要領第32条の運用について」(平成14年12月13日付中総第560号(経)) (測量・建設コンサルタント等業務)の第2項第1号関係の(3)に該当するため、該当しないと認められるまでの間、指名しない。

指名基準の運用基準について

| 指名基準 | 運用基準 |
|-------------|---|
| 1 不誠実な行為の有無 | 以下の基準に該当する場合は指名しないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共測量・建設コンサルタント等業務からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不相当であると認められること。 |

別記様式第3号



捜 四 第 2 8 9 号
平 成 2 3 年 6 月 2 日

農林水産省大臣官房経理課長 殿

大阪府警察本部刑事部捜査第四課長



農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に基づく通報について

下記の有資格者において、農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書に規定する暴力団関係業者に該当する事実を確認したので通報します。

記

- 1 商号又は名称
株式会社紫微設計
- 2 所在地
京都市上京区西三本木通丸太町上る474番地の1
(大阪事務所 大阪市北区中之島4丁目1-9 glaf labo 2F)
- 3 代表者
代表取締役 出口 修
- 4 該当する理由
平成22年7月に、株式会社紫微設計代表取締役である出口修が、指定暴力団六代目山口組傘下組織組員とゴルフに興じていた事実。

以 上

